

(案)

役務契約書

収入印紙

1. 業務名 令和6年度保護林（東青、北上川上流、宮城南部及び子吉川森林計画区）モニタリング調査及び評価等
2. 業務場所 別紙調査仕様書のとおり
3. 業務内容 別紙調査仕様書のとおり
4. 履行期間 令和6年 月 日から
令和7年 3月19日まで
5. 業務請負金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円)
6. 契約保証金 免除

上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年 月 日に交付した役務契約約款によって、公正な業務請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 大政 康史

受注者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

令和6年度保護林（東青、北上川上流、宮城南部及び子吉川森林計画区） モニタリング調査及び評価等 調査仕様書

1 目的

林野庁では、原生的な天然林や希少な野生動植物の生息・生育の場等といった貴重な森林生態系を有する国有林野を保護林に設定し、保護・管理している。

保護林については適切に保護・管理するため、「保護林設定管理要領」（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）及び「保護林等整備・保全対策実施要領」（平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通知）に基づき、国有林野施業実施計画（以下「実施計画」という。）策定作業の前年度までに設定後の状況を的確に把握し、設定目的に照らして評価するため、モニタリングを継続的に実施することとされている。また、モニタリングについてはその調査結果及び評価について、学識経験者等からなる保護林管理委員会（以下「委員会」という。）において報告し、意見を求めるこことされている。

このため、本事業は令和7年度に実施計画の策定作業を行う東青、北上川上流、宮城南部及び子吉川の各森林計画区における調査対象保護林において、「保護林モニタリング調査マニュアル」（平成29年3月、林野庁。以下「調査マニュアル」という。）に基づく保護林モニタリング調査を実施し、調査から得られた結果を基に評価案等を作成するとともに、委員会の運営等を行い、今後の保護林の保全・管理に資することを目的とする。

2 業務内容

（1）保護林モニタリング調査

調査マニュアル及び「保護林・緑の回廊のモニタリング調査 手法・野帳様式集」（平成29年3月、林野庁。以下「野帳様式集」という。）に基づき、保護林モニタリング調査を実施する。

ただし、事業期間内に開催される委員会において、調査項目等について提言があった場合は、監督職員と協議の上、調査項目等の追加及び変更等を行う。また、調査対象保護林の設定目的及び状況等に応じた調査項目等の追加・変更を、受注者から提案できるものとする。

調査対象保護林、調査項目及び調査箇所については別表のとおりとする。なお、森林生態系多様性基礎調査の結果を襲用するプロットについては、契約締結後、監督職員よりプロット調査結果を受注者に提供する。

（2）調査結果の考察及び評価案等の作成

得られた調査結果について、次のとおり分析及び考察を行い、評価案等を作成する。

① 調査結果の整理

調査マニュアル及び野帳様式集に基づき、得られた調査結果について報告様式の作成及び整理をする。なお、森林生態系多様性基礎調査の結果を襲用するプロットについても、森林詳細調査と同様の報告様式の作成及び整理を実施することとする。

② 調査結果の分析並びに過年度調査との比較及び考察

上記により整理した調査結果について、分析並びに過年度調査との比較及び考察を行う。過年度調査と比較する項目は、「森林タイプの分布状況」、「調査プロットにおける定点撮影」、「プロット調査での毎木調査結果」、「プロット調査での下層植生調査結果」、「動物及び鳥類調査結果」等。

なお、プロット調査での毎木調査結果については、過年度調査との的確に比較できるよう、樹種ごとに平均胸高直径、ha当たりの胸高断面積合計、胸高断面積割合及びha当たりの生育本数並びに本数割合を算出し、前回調査と比較する。比較に際しては、集計グラフ（積み上げ棒グラフ等）を作成すること。また、保護対象樹種の生育状況を的確に把握するため、前回調査と今回調査の結果から主要樹種別に直径階別のha当たりの本数分布表を作成する。階級区分は、基本的に1.0～4.9cm、5.0～9.9cm・・・のように5cmごとに区切る。

③ 評価案等の作成

上記により整理した調査結果及び考察等から、調査マニュアルの保護林区分ごとのモニタリング調査体系に基づき、「デザイン」「価値」「利活用」「管理体制」の4つの観点から保護林の機能を評価する。また、評価案を基に、「明らかになった課題」（更新不良や病虫害等）及び「今後の対応」、「管理方針への反映」等の提言を行う。

また、評価に当たっては、関係森林管理署等や関係機関への聞き取り、公表資料等の既存資料による保護林周辺の状況についての調査を行い、適切な評価ができるよう十分な情報収集に努めること。評価案等については、監督職員の指示のもと、作成を進めること。

なお、調査対象保護林の設定目的及び状況等に応じた調査結果の整理及び比較方法を、受注者から提案できるものとする。

（3）委員会運営補助等

秋田市で1回開催予定（時期は1～2月頃）の委員会について、運営補助として次のとおり実施する。事務局は東北森林管理局計画課が行う。なお、委員の増減等変更がある場合は監督職員の指示に従うものとする。

- ① 委員との事前打合せ、委員会に係る資料作成、調査結果の報告並びに議事録の作成等の業務を行う。具体的な委員会の日程や必要な業務については、事前に監督職員と協議すること。
- ② 委員会における調査結果に係る報告資料の作成は受注者において実施し、作成した資料を委員会開催前に監督職員に電子データにて提出すること。配布資料の校正及び印刷等は事務局において行う。
- ③ 議事録は、委員会終了後2週間以内に作成し、電子データで監督職員に提出すること。委員への校正依頼等は事務局において行う。
- ④ 委員会の運営補助に係る費用は受注者が負担するものとする。ただし、会場の借り上げ経費等並びに委員に支払うべき旅費及び謝金については、発注者が負担する。なお、令和6年度の委員委嘱予定者は9名であり、その活動拠点等については次のとおり。

表 令和6年度東北森林管理局保護林管理委員会 委員情報

委員	所属等	活動拠点
1	森林総合研究所（森林生態学）	岩手県盛岡市
2	森林組合連合会（林業・木質資源利活用）	青森県青森市
3	林木育種センター（林木育種）	岩手県滝沢市
4	学識経験者（動物生態学）	青森県十和田市
5	学識経験者（防災工学・生態学・森林科学）	山形県鶴岡市
6	学識経験者（森林生態学）	秋田県秋田市
7	自然保護団体（環境保護）	東京都中央区
8	学識経験者（猛禽類・鳥類）	岩手県盛岡市
9	学識経験者（生態学・森林科学）	岩手県盛岡市

（4）報告書等の作成

委員会での議事や監督職員の検討結果を基に、調査及び評価等報告書並びにWEB公表用様式案（別紙1参照）を作成する。報告書等は下記のとおり納入する。なお、議事録は下記による納品のほか、完成次第別途電子メール等で監督職員に提出する。

① 納入物品

- 「東青及び北上川上流森林計画区」、「宮城南部及び子吉川森林計画区」でそれぞれ1つの冊子に取りまとめ、くるみ製本した調査報告書
東青及び北上川上流森林計画区：15部 宮城南部及び子吉川森林計画区：15部
- 調査報告書及び本調査で得られた結果を電子データとして整理及び保存した電磁記録媒体：1式
なお、調査報告書の原稿、調査様式、撮影画像等は、調査報告書への使用の有無に関わらず、電磁記録媒体に保存して提出すること。

② 納入期限 令和7年3月19日（水曜日）

③ 納入場所 東北森林管理局 計画保全部 計画課

（5）協議及び打合せ

協議及び打合せは、少なくとも契約締結後の事業着手前に1回、委員会の開催前に2回の計3回行う。なお、発注者が必要と認めた場合には、適宜行うものとする。

3 調査実施箇所

別紙2 位置図のとおり

4 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和7年3月19日（水曜日）

5 管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名及びその他必要な事項を契約締結後14日以内に発注者に通知しなければならない。

なお、管理技術者は、事業の管理及び統括を行うものとし、契約書及び本仕様書に基づき、適正に事業を実施しなければならない。

6 工程表等及び進捗状況報告

受注者は、契約締結後14日以内に、任意の様式により「業務工程表」及び「労働災害防止対策（緊急連絡体制図を含む）」を作成し、発注者に提出すること。また、本調査業務の進捗状況について、毎月1回以上監督職員に報告すること。

7 資料等の閲覧、借受及び返却

受注者は、本業務に関連して、林小班界や森林調査簿等の国有林野事業に関する資料等の閲覧及び借受をする場合には、監督職員の指示に従い閲覧、借受の申請及び返却の手続きを行うものとする。

8 関係官公庁等への手続き等

- (1) 受注者は、本調査業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁その他関係機関への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、本調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
- (2) 受注者が、関係官公庁等から指示及び要請等を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告するものとする。

9 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

10 調査入林時の管轄森林管理署等への連絡

調査のため入林する場合は、調査箇所を管轄する森林管理署及び支署並びに当該森林事務所に事前に連絡し、その際、留意事項があった場合にはその指示に従うこと。また、調査時には「保護林モニタリング調査」を実施している旨を表示する等、第三者からの疑惑を招かないよう配慮すること。

11 著作権等の取扱い

- (1) 成果物に関する著作権について、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作

権等」という。)は、東北森林管理局に帰属するものとする。

(2) 成果物に含まれる受注者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物等」という。)は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入された成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

12 守秘義務

(1) 受注者は、東北森林管理局の許可を得ることなく本業務の実施により得られたデータ及び成果物等を公開、あるいは他の業務に利用してはならない。

(2) 受注者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

13 その他

調査マニュアル及び野帳様式集は林野庁ウェブサイト(https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html)を参照すること。

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けるものとする。

別表1 令和6年度保護林モニタリング調査対象保護林

保護林区分	森林計画区	署	保護林名称	プロット数	森林生態系 多様性基礎 調査点 襲用数	森林詳細調査 プロット数	動物調査 (哺乳類) プロット数 ※	動物調査 (鳥類) プロット数	前回 調査年度
森林生態系保護地域	北上川上流	盛岡	早池峰山周辺	3	—	3	1	1	R1
生物群集保護林	東青	青森	八甲田山	3	—	3	1	1	H26
	宮城南部	仙台	蔵王	4	—	4	1	1	R1
希少個体群保護林	北上川上流	盛岡	山王海ネズコ遺伝資源	2	1	1	—	—	H26
			男助山鶯宿天然スギ	2	—	2	—	—	H26
			北上山御堂松	1	—	1	—	—	R1
	宮城南部	仙台	青葉南モミ	2	1	1	—	—	H26
			鉤取山モミ	2	—	2	—	—	H26
			弥太郎山針葉樹	2	—	2	—	—	R1
	子吉川	由利	鳥海山ムラスギ遺伝資源	2	—	2	—	—	H26
			獅子ヶ鼻湿原	2	—	2	—	—	R1
計			11	25	2	23	3	3	

※ 自動撮影カメラは1プロットにつき2台設置し、撮影された種ごとに個体数を集計すること。

※ ニホンジカの撮影データについては、性・齢クラス別に撮影枚数・割合を集計とともに、RAI(Relative Abundance Index)を算出すること。

※ ツキノワグマ及びイノシシの撮影データについては、齢クラス別に撮影枚数・割合及び個体数を集計すること。

○○○○○○○保護林

管轄森林管理局・署	○○森林管理局○○森林管理署
所在地	○○県○○郡○○町
面積	○○ha
設定年	昭和○○年○月○日
保護林の概要 (設定目的)	○○に位置する○○山系に生育する○○を主体とした原生的な天然林が存在し、○○、○○などの希少動物相が見られる等自然に恵まれた本地域において、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護等を目的として設定。 平成○○年から、○○植物群落の植生回復措置等を地元NPOと連携して実施している。

写真

写真

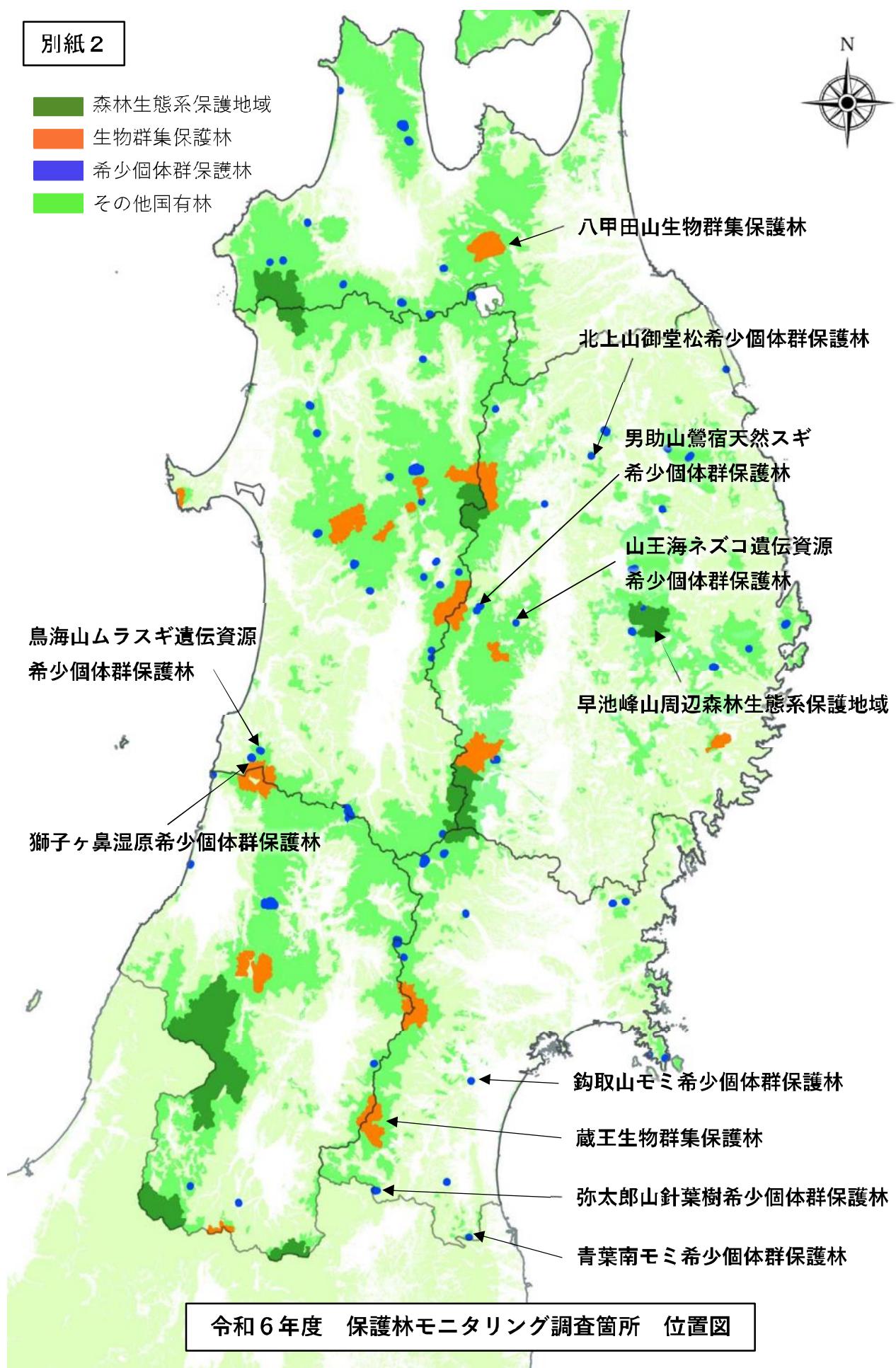
モニタリング調査概要

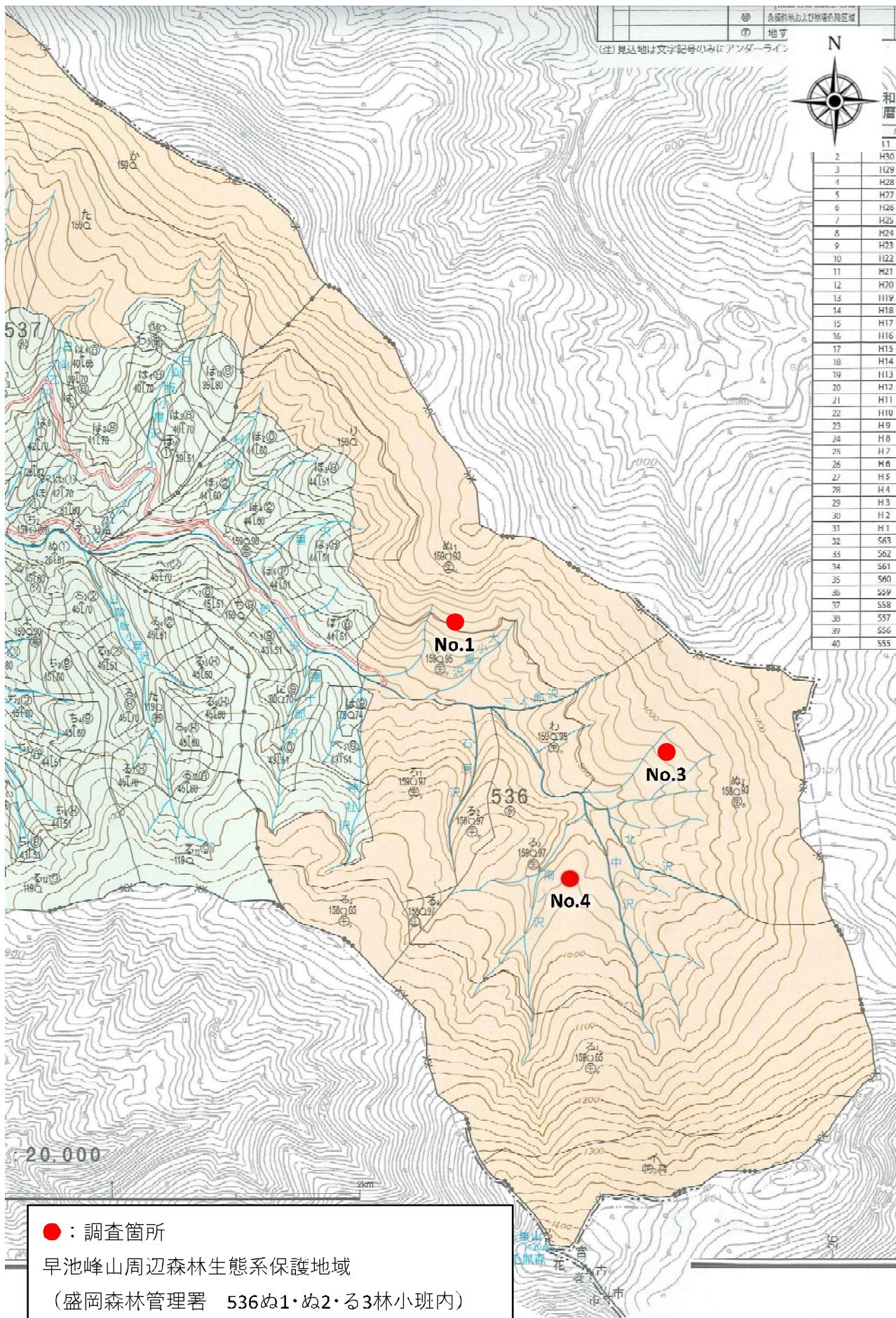
実施年度	令和○○年度
調査項目	樹木の生育状況調査、林床植生の生育状況調査等
調査手法	森林詳細調査として、○○の生育地において調査プロットを○箇所設定し、樹木の胸高直径、樹高の計測及び植生の種組成の概要を把握。森林生態系多様性基礎調査の結果も活用。
結果概要	○○を主体とした森林に病虫害、鳥獣害等の被害は見受けられなかった。一方、稚幼樹の更新があまり多く見られなかったため、引き続き更新状況について注視すると共に、○○植物群落植生回復措置実施箇所の経過を観察していく。

※モニタリング調査の詳細情報については、森林管理局にお問い合わせください。

別紙2

- 森林生態系保護地域
- 生物群集保護林
- 希少個体群保護林
- その他国有林

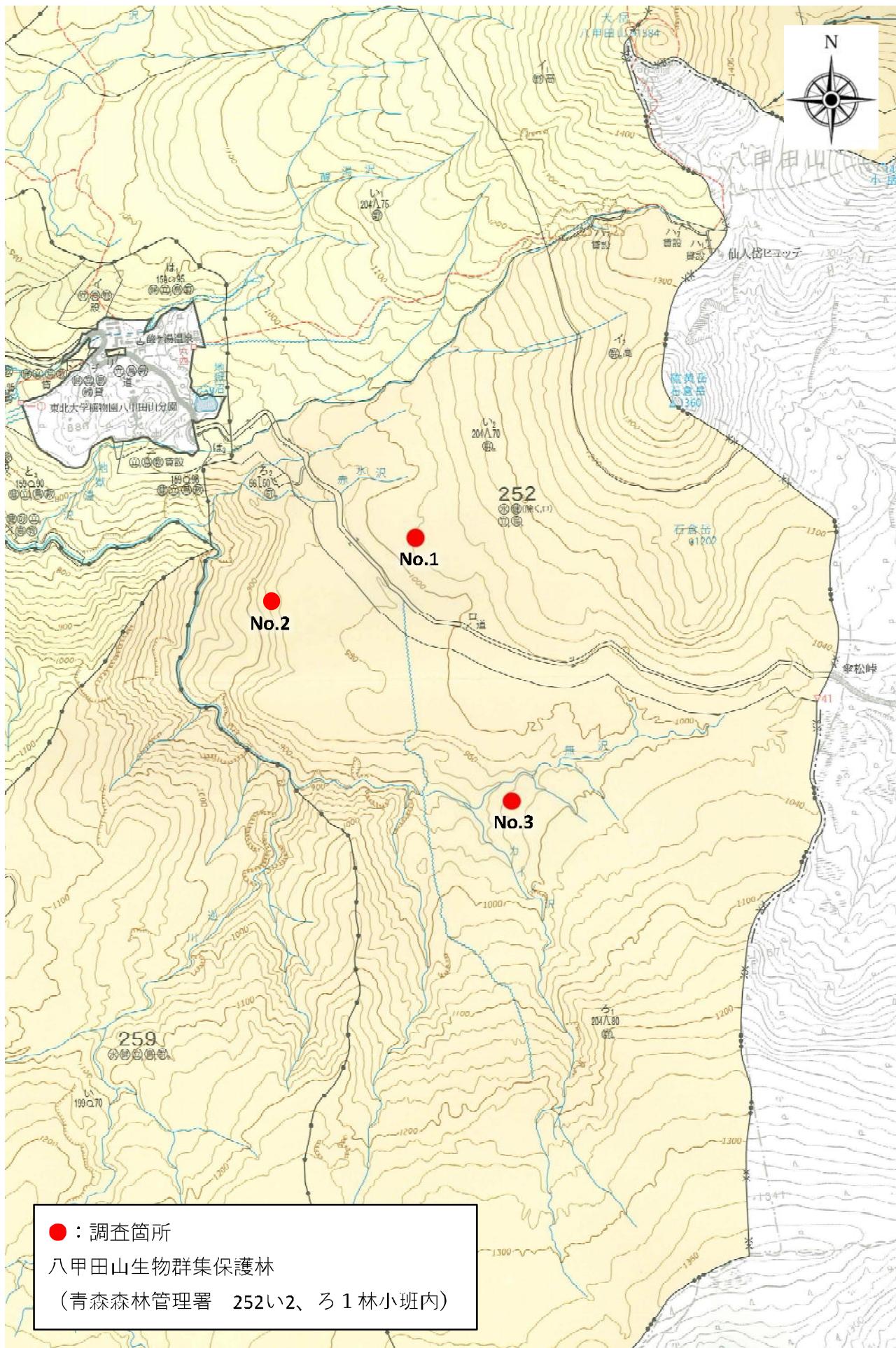


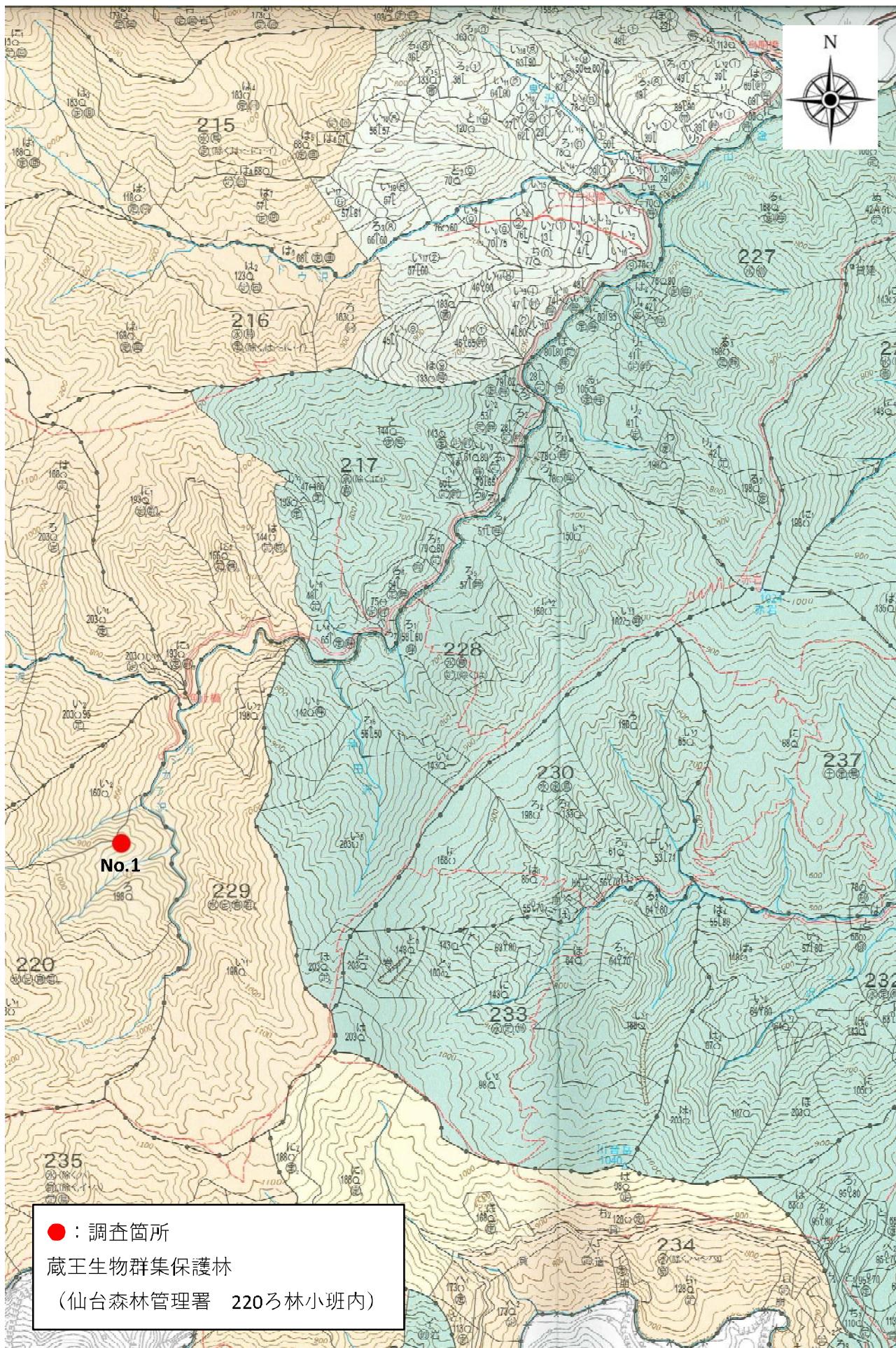


● : 調査箇所

早池峰山周辺森林生態系保護地域

(盛岡森林管理署 536ぬ1・ぬ2・る3林小班内)



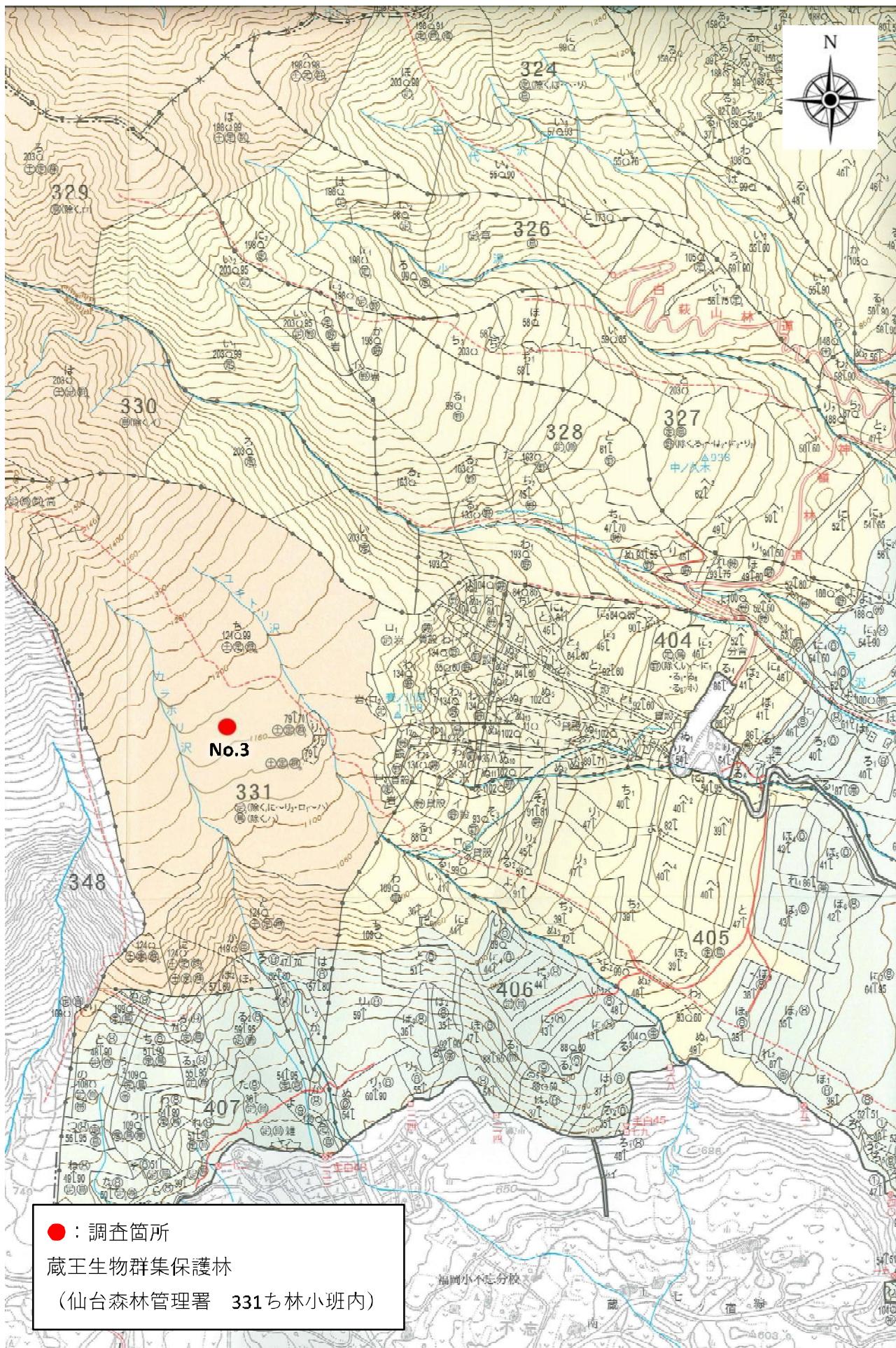


● : 調査箇所

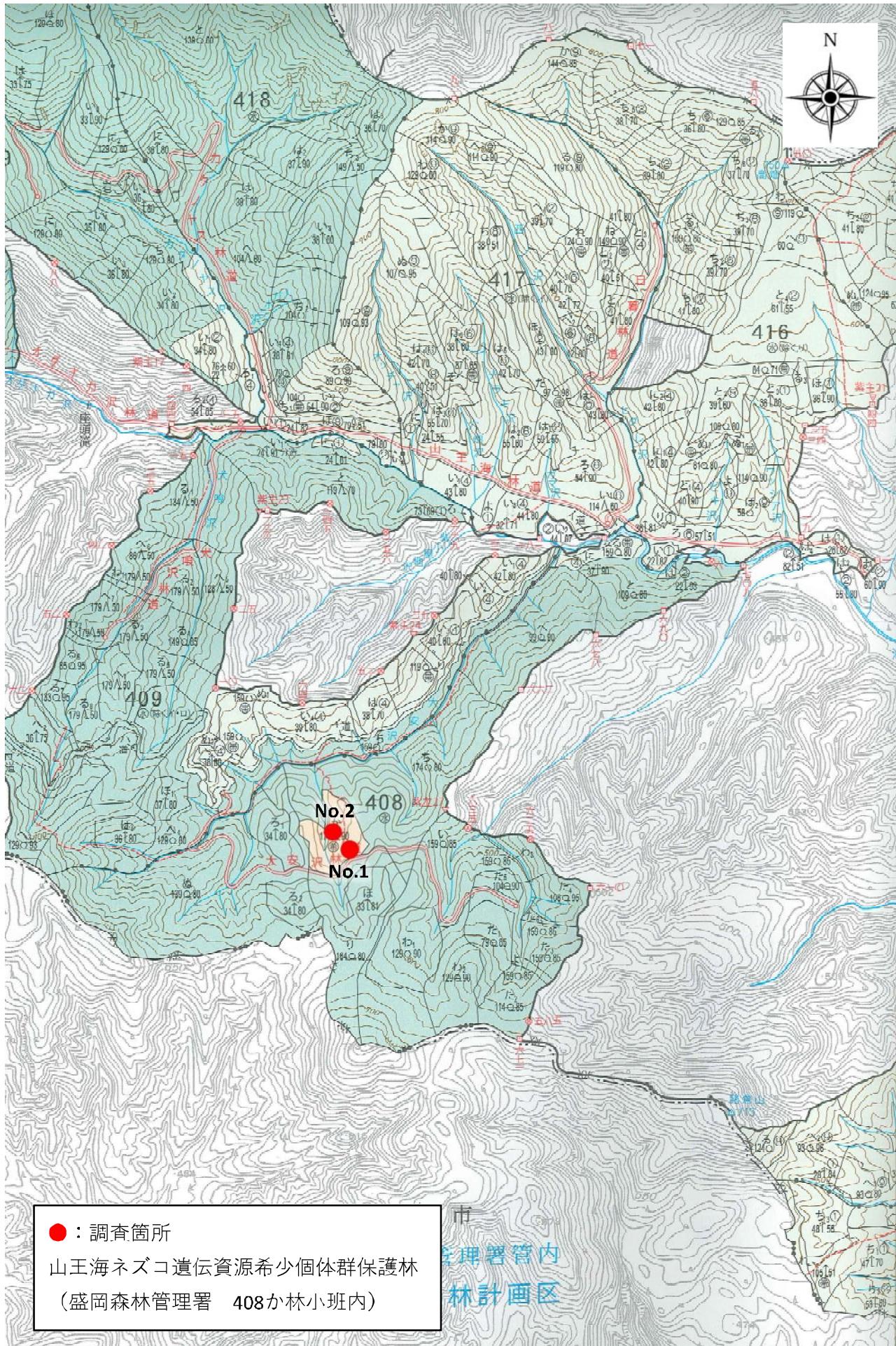
蔵王生物群集保護林

(仙台森林管理署 220号林小班内)



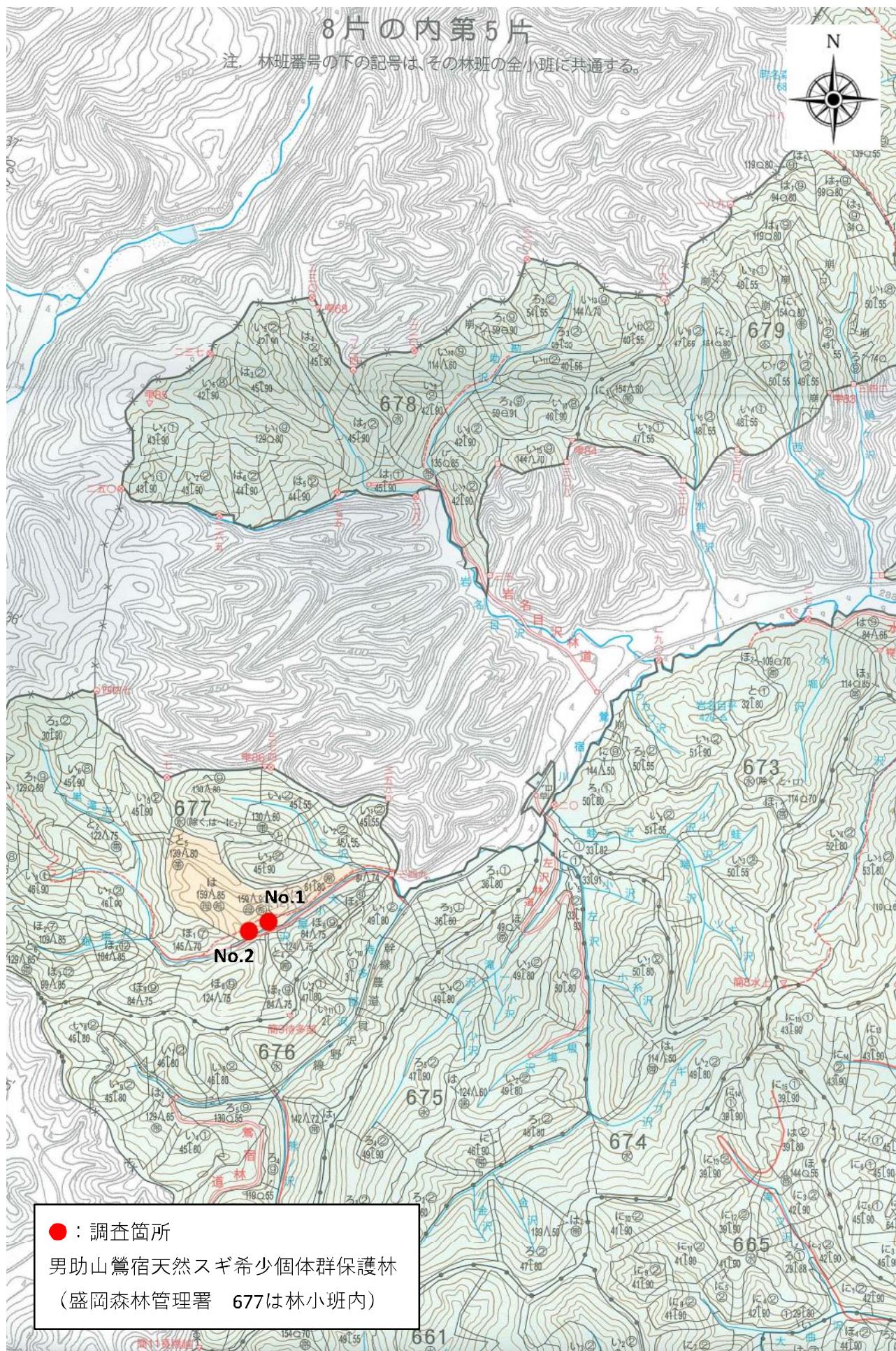


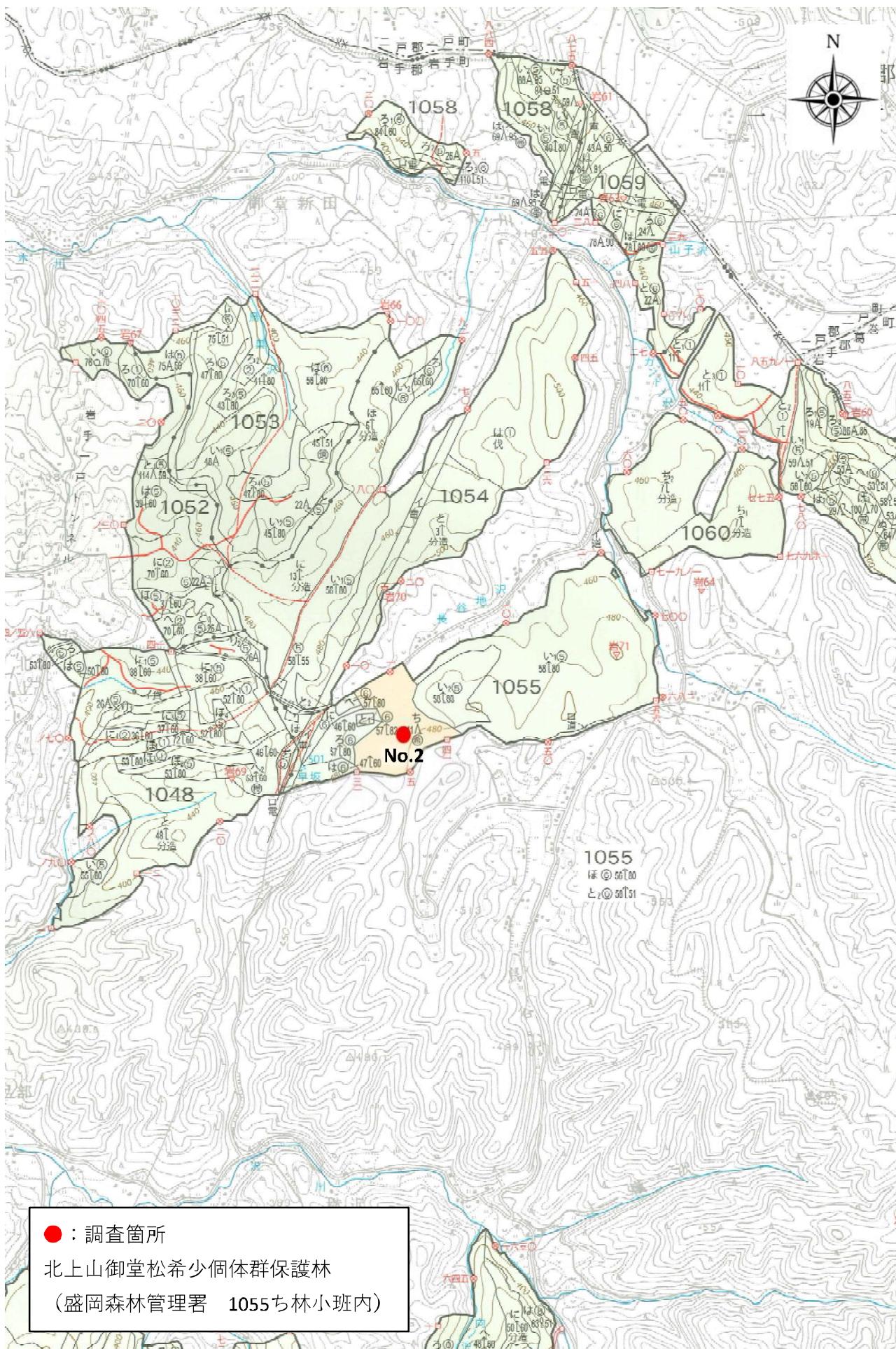


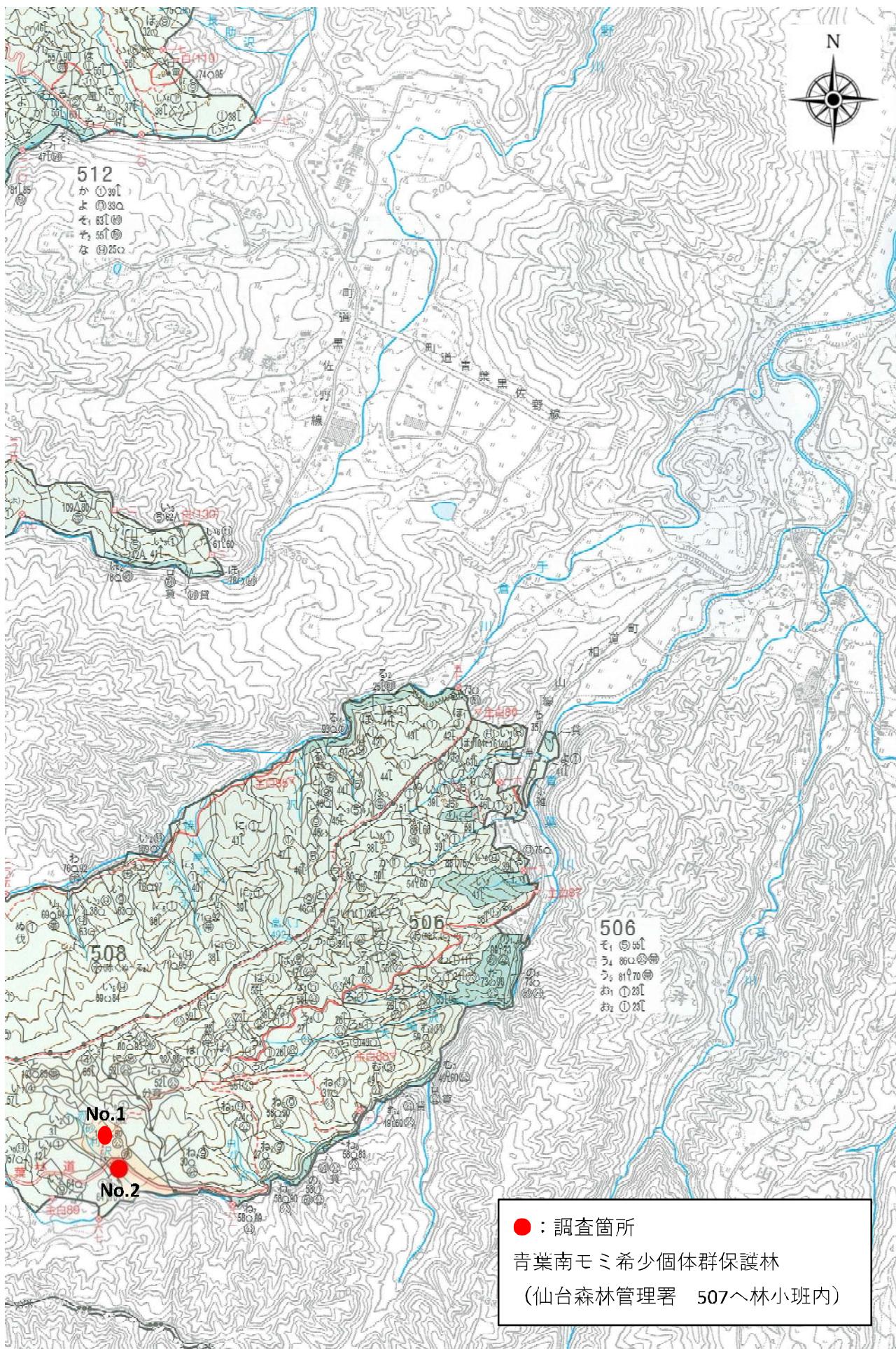


8片の内第5片

注：林班番号の下の記号は、その林班の全小班に共通する。



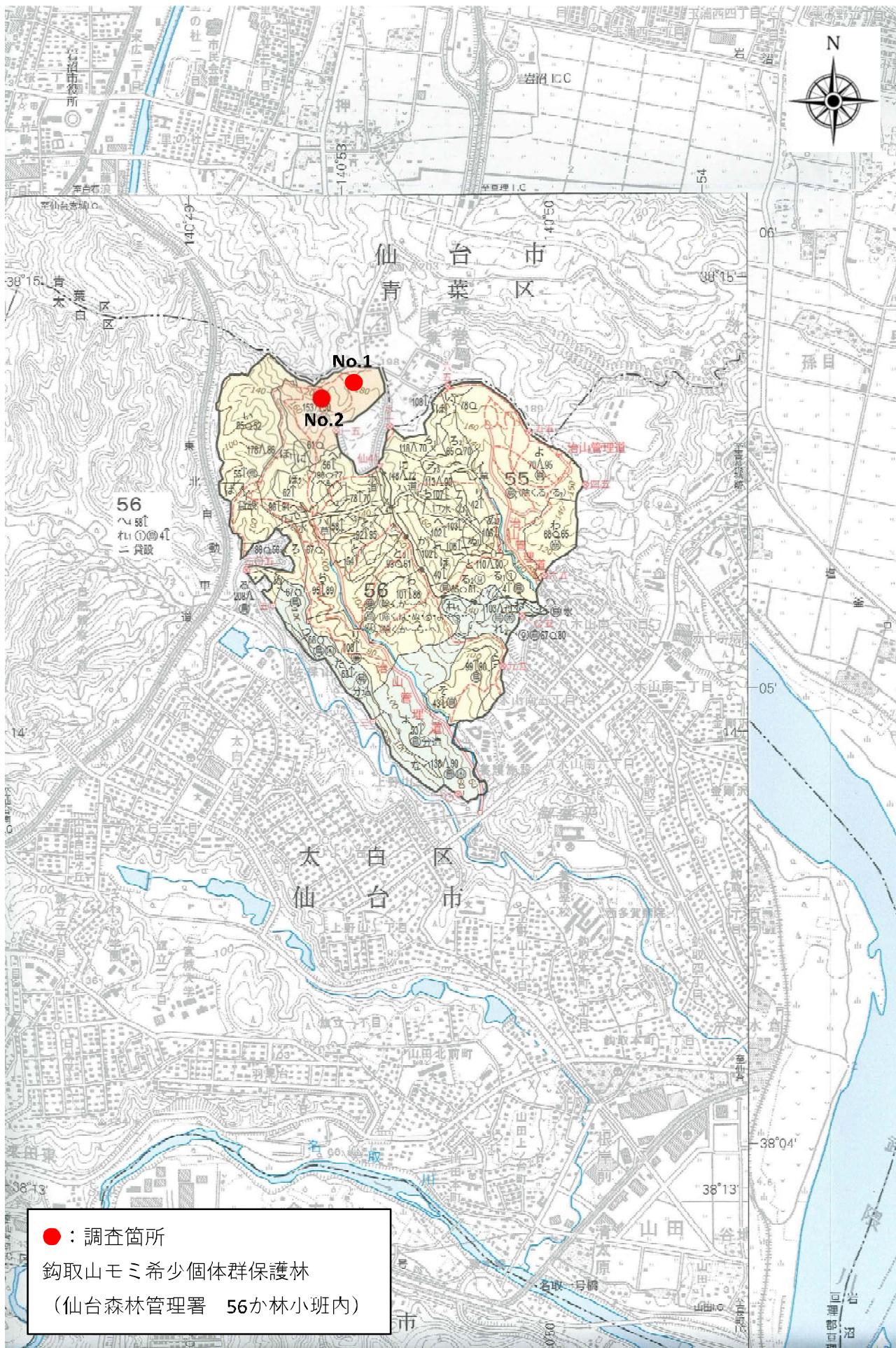


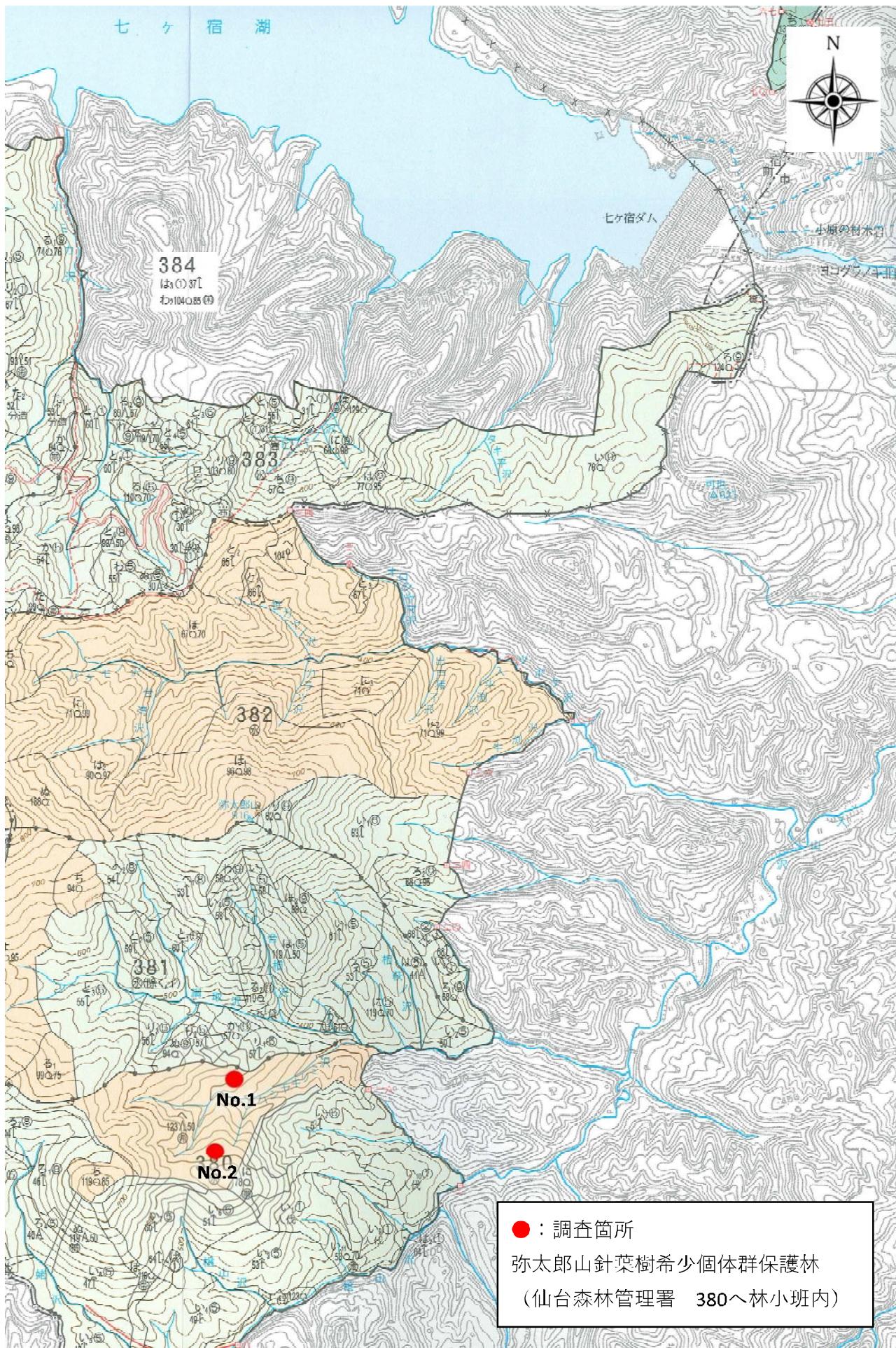


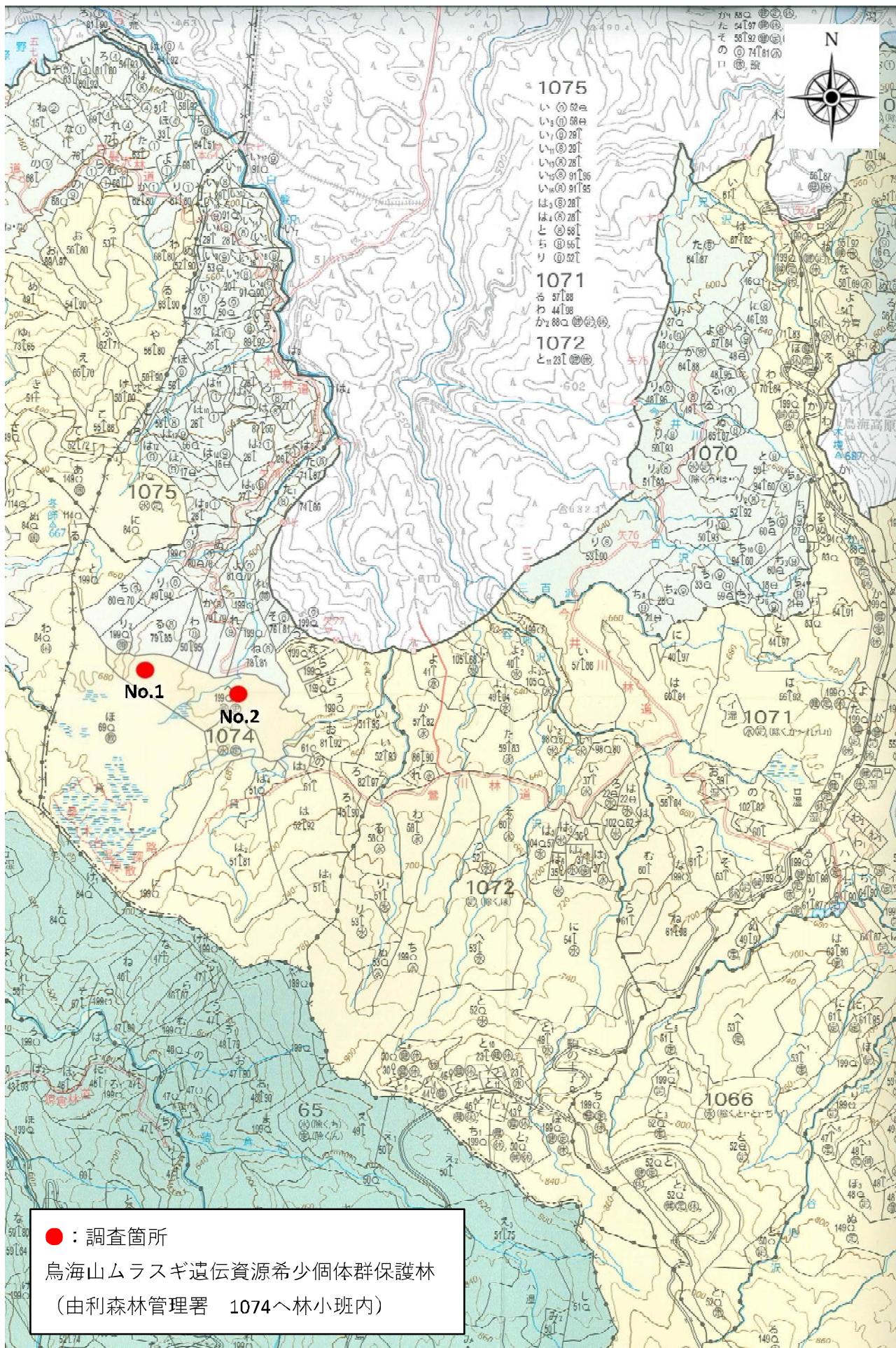
● : 調査箇所

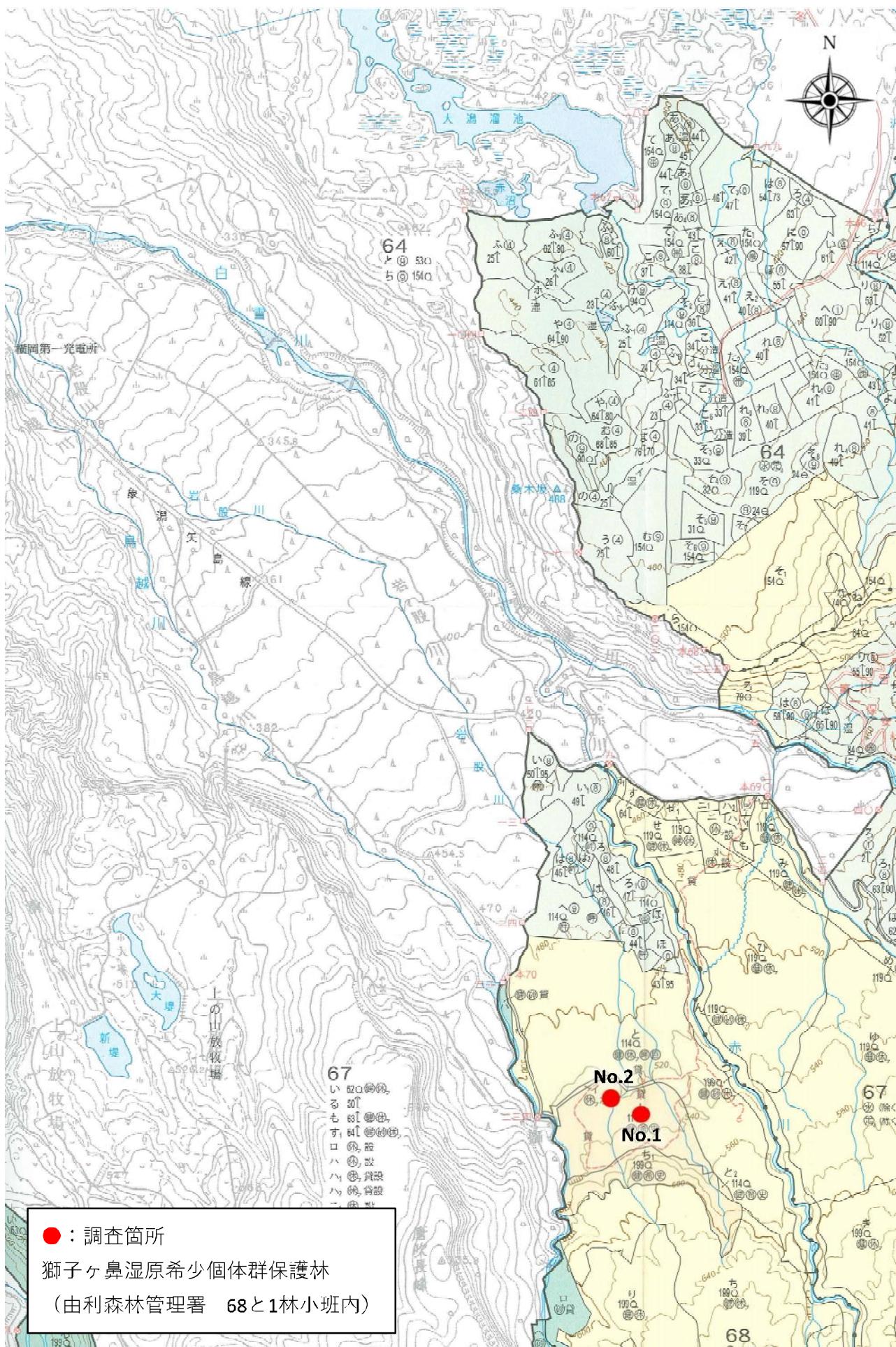
青葉南モミ希少個体群保護林

(仙台森林管理署 507ヘ林小班内)









● : 調査箇所

獅子ヶ鼻湿原希少個体群保護林
(由利森林管理署 68と1林小班内)